

2013年10月 「GK すまいの保険」改定のご案内

保険始期日が2013年10月1日以降となるご契約から、「GK すまいの保険」を改定します。
改定の主な内容について、以下のとおりご案内いたします。

1. 補償内容に関する主な改定

(1) 「5年以下用」、「スーパーロング」、「管理組合用」共通の改定内容（補償内容）

※このご案内における「5年以下用」は「GK すまいの保険（5年以下用）」を、「スーパーロング」は「GK すまいの保険・スーパーロング」（保険期間6年以上）を、「管理組合用」は「GK すまいの保険（マンション管理組合用）」のことをそれぞれ指します。

項目	改定概要	
賠償に関する特約の被保険者の範囲の改定	日常生活賠償特約・受託物賠償特約・マンション居住者包括賠償特約における親族や別居の未婚の子の「生計を共にする」要件を削除し、範囲を拡大します。	
	改定前	改定後
	①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者または配偶者と 生計を共にする 同居の親族 ④記名被保険者または配偶者と 生計を共にする 別居の未婚の子	①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（日常生活賠償特約の例）		

(2) 「5年以下用」、「スーパーロング」の改定内容（補償内容）

項目	改定概要					
家財「印紙、切手」の盗難補償の追加	「印紙、切手」を盗難事故の補償に限定して家財補償に追加します。					
類焼損害・見舞費用特約の補償範囲拡大	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、小切手、乗車券等</td> <td>通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等</td> </tr> </tbody> </table>		改定前	改定後	通貨、小切手、乗車券等	通貨、小切手、 印紙、切手 、乗車券等
	改定前	改定後				
通貨、小切手、乗車券等	通貨、小切手、 印紙、切手 、乗車券等					
類焼損害・見舞費用特約で補償される類焼補償対象物について、設備・什器 <small>しやう</small> や店舗専用建物も含めるよう拡大します（商品・製品などは除きます。）。						
スーパーロングへのセット可能な特約の追加	【スーパーロング限定】 「屋外明記物件特約」、「家財明記物件特約」、「日常生活賠償特約」および「受託物賠償特約」をセット可能とします。 ※これらの特約は5年以下用には従前よりセット可能です。 ※「日常生活賠償特約」および「受託物賠償特約」については、5年以下用同様、示談交渉サービス付となります。 ※2013年9月30日以前を保険始期日とする契約はこの改定の対象となりません。（保険期間の途中でこれらのセットすることはできません）					
スーパーロング・2つの補償プランにおける家財の補償可能化	【スーパーロング限定】 「スーパーロング」の2つの補償プランの保険の対象は、従来は建物のみで家財を含めることができませんでしたが、家財も保険の対象とすることが可能になります。 ※「家財（2つの補償・長期用）」特約がセットされます。 ※2013年9月30日以前を保険始期日とする2つの補償プランの契約に家財の補償を保険期間の途中でセットすることはできません。					

(3) 「マンション管理組合用」の改定内容（補償内容）

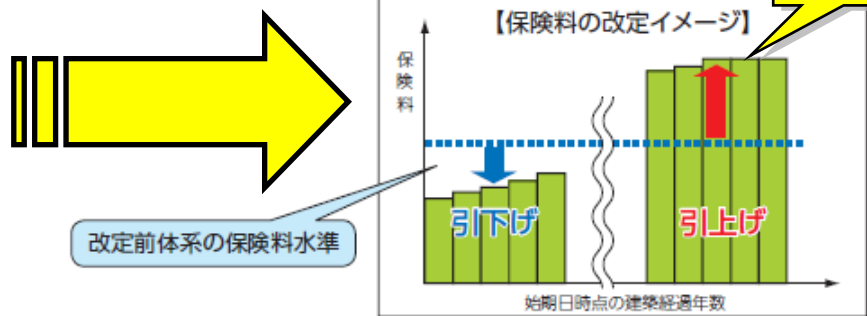
項目	改定概要		
建物電氣的・機械的事故 (マンション管理組合) 特約の新設	管理組合用に「建物電氣的・機械的事故(マンション管理組合)特約」を新設します。これに伴い「建物電氣的・機械的事故(延長)特約」は廃止します。		
	項目	改定前	改定後
	特約名称	建物電氣的・機械的事故 (延長) 特約	建物電氣的・機械的事故 (マンション管理組合) 特約
	支払 限度額	300万円	建物保険金額
※いずれも、保険の対象である機械設備が設置後10年超経過していても補償されます。 ⇒5年以下用およびスーパーロングにセット可能な「建物電氣的・機械的事故特約」では、補償される機械設備は、設置後10年以内のものに限られます。 ※本特約は「6つの補償プラン」または「4つの補償+破損汚損プラン」にセットできます。 ※2013年9月30日以前を保険始期日とする契約はこの改定の対象となりません。 (保険期間の途中でこのセットすることはできません)			
管理組合用において、庭木に生じた損害を補償する事故の範囲の拡大	管理組合用において、従来は、庭木については同一の事故により下記①が損害を受けた場合に限り補償していましたが、改定により下表のとおり拡大します。		
	庭木と同一の事故により損害を受けた保険の対象	改定前	改定後
	①専有部分以外の建物	○	○
	②専有部分に属さない建物の付属物で建物に直接付属する設備	×	○
	③専有部分に属さない建物の付属物で建物に直接付属しない設備	×	×
	④管理規約により共用部分となる建物の部分または付属の建物	×	○
⑤前記①～④の部分にある畳、建具その他これらに類するもの	×	×	

2. 保険料の改定

「GK すまいの保険」の保険金お支払いの状況等に基づき、保険料改定を実施します。ご契約条件によって保険料が引上げまたは引下げとなります。

26年を超えた以降の保険料は一定となります

【マンション管理組合用限定】
 「GK すまいの保険(マンション管理組合用)」では、2013年10月以降保険始期の契約より、建築経過年数に応じた保険料体系を導入いたします。これにより、建築経過年数が1年増えるごとに保険料が上昇します。
 ※「建築経過年数」とは、建物の建築年月から始期日が属する月までの経過年数をいいます。



3. その他

- 一般分割払の2回目以降分割保険料の払込方法について、直接集金を廃止し、口座振替に限定させていただきます。初回分割保険料の直接集金は引き続き可能です。

※このご案内は、2013年10月改定の概要をご説明したものです。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク) 0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間: 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com/>